

平成二十三年五月二十日受領
答弁第一七二号

内閣衆質一七七第一七二号

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、昭和六十一年に旧ソヴィエト連邦において発生したチェルノブイリ原子力発電所事故に関連した協力の一環として、平成十一年から平成十三年にかけて、主として同事故で被災した地域に在住する子供を、我が国の医療機関で検査を受けさせるとともに我が国において療養させること等を目的として、我が国に受け入れる事業（以下「本件事業」という。）を実施し、同行者を含め合計百三十一名を受け入れた。

二について

平成十三年に本件事業において受け入れた子供四十一名に関して、ロシア連邦で作成された健康診断書及び我が国の医療機関での検査結果（以下「検査結果等」という。）については、現在、外務省欧州局ロシア課内に保管されている。

三について

検査結果等については、個人情報保護の保護に留意しつつ外務省から関係機関に提供しているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応の参考にするためには、チェルノブイリ原子力発電所事故の経験に関してより幅広く情報を収集することが必要と考えられることから、ロシア連邦等の関係国に対して、関連する情報の提供を求めているところである。

四及び五について

本件事業の実施に関連する資料については、事業実施から相当の期間が経過しているため、二についてでお答えした資料を除き、現在は保管されていない。